明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○鉱業法の一部を改正する等の法律（八四）　四
○予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律（八五）　四

〔政　令〕
○都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二二四）　六
○都市再生特別措置法施行令等の一部を改正する政令（二二五）　六
○予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（二二六）　七

〔省　令〕
○住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務一〇〇）　七
○所得税法施行規則の一部を改正する省令（財務五〇）　七
○予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令（厚生労働九〇）　八
○都市再生特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通五三）　八

〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千九百六十六号（旧ユーゴスラビア及びルワンダ国際刑事裁判所の残余メカニズム設置に関する決議）に関する件（外務二五六）　九
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務二四八、二四九）　一四
○相続税法第四十一条の規定に基づき国庫に帰属した国債の買入消却に関する件（同二五〇）　一五
○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律附則第二条第一項の規定に基づく計画を定める件（厚生労働二四四）　一六
○新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令第二条第二項の医療に要した費用の額の算定方法の一部を改正する件（同二四五）　一七

〔公　告〕
諸事項
裁判所　破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等　独立行政法人都市再生機構、地方職員共済組合役員の異動・平成二十二年度決算、地方公務員共済組合連合会、平成二十二年度日本放送協会貸借対照表及び損益計算書関係　一八
地方公共団体　教育職員免許状失効、行政死亡人関係　一九
会社その他　二六
会社決算公告　二六

本号で公布された法令のあらまし

◇**鉱業法の一部を改正する等の法律**（法律第八四号）（経済産業省）

一　鉱業法の一部改正関係

1　特定鉱物の定義の創設

鉱物のうち、石油、可燃性天然ガスその他国民経済上重要な鉱物であってその合理的な開発が特に必要なものとして政令で定めるものを「特定鉱物」とすることとした。（第六条の二関係）

2　特定区域内の鉱区の面積の上限

特定鉱物の鉱床が存在し、又は存在する可能性がある区域として経済産業大臣が指定した特定区域内に設定された鉱区の面積は、当該特定区域の面積を超えることができないものとすることとした。（第一四条第四項関係）

3　試掘権の存続期間等の見直し

石油又は可燃性天然ガスを目的とする試掘権の存続期間は、当該試掘権の登録の日から四年とし、その満了に際し、二回に限り延長することができるものとすることとした。（第一八条第一項及び第二項関係）

4　出願による鉱業権の設定に係る許可の基準の見直し

経済産業大臣は、鉱業権（特定鉱物以外の鉱物を目的とするものに限る。）の設定の出願（以下「鉱業出願」という。）について、その出願に係る鉱業出願人が鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること、十分な社会的信用を有すること等の基準に適合していると認めるときでなければ、その出願を許可してはならないものとすることとした。（第二九条関係）

5　鉱業出願人の地位の承継の手続の創設

㈠　鉱業出願人の地位は、承継することができるものとすることとした。（第三五条関係）